

消費税インボイス制度について 研修会のご案内

川口間税会と川口青色申告会の合同研修会です。

川口間税会 会長 森川 昌紀
川口青色申告会 会長 小竹 八代恵

《 令和5年10月1日より適格請求書等保存方式
いわゆるインボイス制度がスタートします! 》

インボイスは、売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額を伝えるための手段です。

令和5年10月からは、インボイスがないと消費税の仕入税額控除が行えません。

インボイスを発行しないと買い手に消費税を負担させることとなります。

インボイスを交付できるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」いわゆる「インボイス発行事業者」に限られています。

消費税の課税事業者を選択しなければこの登録を受けることが出来ません。

事業を続けるために、今まで免税事業者であっても今後は課税事業者を選択することが必要かも知れません。

免税事業者の皆様も他人事ではありません。インボイス制度について正確な知識を学んでいただきたくご案内申し上げます。

※インボイス研修会に参加ご希望の方は、申込用紙（裏面）に必要事項ご記入の上、FAXまたはE-mailにてご連絡
お願いします。締め切り令和5年8月31日(木)

(一社)川口青色申告会 事務局

FAX 048-261-8222

E-mail info@kawaguchi-aoiro.jp



消費税インボイス制度研修会申込書

● 日にち	令和5年9月11日(月)
● 時間	午後2時00分～午後4時00分
● 場所	川口駅前市民ホール 『フレンディア』 川口市川口1-1-1 電話 048-227-7603
● 講師	川口税務署 担当官 税理士会 川口支部 金井 洋 先生

FAX 048-261-8222 ・ Mail info@kawaguchi-airo.jp

会社名

氏名

氏名

電話



(一社)川口青色申告会
事務局

☎ 048-261-8221